

2021(令和3)年度 事業計画

認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

(2021年度の重点事業)

- ① 設立30周年事業の実施
- ② オンラインでの国際会議への参画と発信

1. 研究会運営

理論研究会

- (1) 設立30周年記念オンラインシンポジウムを開催する。
- (2) オンライン研究会を開催する。

2. 調査提言

- (1) 持続可能な消費行動を阻害する要因に関する調査【助成金申請予定】
助成金が得られない場合は、文献調査を行う。
- (2) 東京都象牙取引規制有識者会議に関連した情報発信を行う。
- (3) 熊胆調査(2019年実施)および香港大学生との伝統薬意識調査(2020年実施)のまとめ、公開する。
- (4) 「消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク」のプロジェクト「企業のエシカル通信簿」にて生物多様性分野の評価に協力する。
- (5) 英語で開催されるウェビナーや報告書等を日本語で紹介。ウェブサイトで随時公開する。

3. 生息地支援

当会の諸条件に適した事業がなかったため、今年度は事業を行わない。

4. 普及啓発

- (1) 設立30周年を記念し、野生生物の質問に答えるインターネットラジオ番組を開始する。
- (2) 国連世界野生生物の日(2022年3月3日)にオンラインイベントを開催する。
- (3) 講師派遣およびパネルや動画などの貸し出しを行う。
- (4) 電子媒体ごとの特徴を活かし、野生生物の保全に関する国内外の情報を発信する。

5. 国際会議参画

- (1) CITES 第73回常設委員会(オンライン)にオブザーバーとして参加する。
- (2) IUCN 世界自然保護会議(WCC7、9月マルセイユ)にオンラインで参加し、調査提言および普及啓発事業のための情報収集を行う。
- (3) CITES 動物委員会・植物委員会(6月)及びCBD COP15(10月)はライブストリーミングを傍聴し、情報収集及び発信を行う。

(4) IUCN メンバーとして日本委員会の運営および事業に協力する。

6. 会報発行

年 3 回発行する。

7. NPO 運営

(1) 設立 30 周年寄付キャンペーンを行う。

(2) 行政書士による組織運営相談をオンラインで実施する。

以上